

ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置の見直し・延長

安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画に基づき、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直し及び延長。

法に基づく認定の流れ

ローカル5G免許人



提出

特定高度情報通信技術活用システム導入計画（主務大臣の認定）

ローカル5G免許人が提出する
以下の基準を満たす計画を認定

<認定の基準>

- ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性



設備導入

計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、
課税の特例(税額控除等)

特例措置の概要

※赤字下線が見直し・延長内容。

<対象事業者>

ローカル5G免許人

<特例の内容>

対象設備に係る**固定資産税の課税標準を3年間1／2とする**

※適用対象を先進的取組に利用されるものから住宅用インターネットサービスの提供に利用（ラストワンマイル利用）されるものとする等の見直し

<対象設備>

基地局の無線設備

交換設備

伝送路設備（光ファイバを用いたもの）

通信モジュール

※総額2億円以下の中のものに限る。

<適用期間>

令和8年度末まで（2年間延長）